

確約手続の流れ（詳細）

(1) 確約手続の開始

公取委は、調査の開始から法的措置に係る意見聴取手続までの間に、違反被疑行為について、「公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき」等は、当該被疑行為をしている事業者に対し、通常の調査手続から確約手続に移行するために、①疑いの理由となった行為の概要、②違反する疑いのある法令の条項、③確約計画の認定の申請をすることができることを書面により通知することができる（法 48 条の 2、法 48 条の 6¹）。確約手続は、独禁法違反の疑いについて、公取委と事業者との間の合意により自主的に解決するためのものであることから、確約手続に係る通知の前後にかかわらず、事業者は公取委に対し、確約手続の利用に係る相談を行うことは可能である（確約手続対応方針 3）。

(2) 確約計画の認定申請

公取委から確約手続の通知を受けた事業者は、確約計画の認定を申請する場合、通知の日から 60 日以内に公取委に対して確約計画を提出して、その認定を申請することができる（法 48 条の 3 第 1 項、法 48 条の 7 第 1 項）。

申請は、所定の申請書様式²を用いて行い（確約手続規則 8 条 1 項及び同 22 条 1 項）、①確約手続が「措置内容の十分性」を満たすものであることを示す書類、②確約措置が「措置実施の確実性」を満たすものであることを示す書類、③その他確約計画を認定するために参考となるべき事項を記載した書類を添付することが必要である（確約手続規則 8 条 2 項及び同 22 条 2 項）。ただし、③の書類は、確約計画の申請をした日から当該申請に係る公取委の処分がされるまでの間、いつでも追加提出できる（確約手続規則 11 条及び同 25 条）。

申請書又は添付書類に変更がある場合には、確約手続に係る通知があった日から 60 日以内か確約計画の認定の申請に係る処分がされるまでの間のいずれか早い日までに変更内容を記載した報告書を提出することができる（確約手続規則 9 条及び同 23 条）。

また、確約計画の認定の申請に係る処分がされまでの間、確約計画の認定の申請は取下げることができる（確約手続規則 36 条）。

事業者から確約計画の認定申請がなされない場合は、通常手続に戻り、公取委の調査が再開される。なお、確約計画の認定申請をしなかったことを理由として、事業者が公取委の調査において不利益に扱われることはない（確約手続対応方針 6(1)）。

(3) 確約計画の認定

¹ 条文番号は令和 7（2025）年 2 月時点のものである。以下同じ。

² 違反被疑行為が継続している場合における「排除措置計画」は確約手続規則様式 1 号、違反被疑行為が既になくなっている場合における「排除確保計画」は同規則様式 3 号

公取委は、確約計画の認定の申請があった場合、提出された確約計画で定められた確約措置が①公取委の通知によって伝達された独禁法の規定に違反する疑いの理由となった行為を排除する又は疑いの理由が排除されたことを確保するために十分であること（措置内容の充分性）、②確約計画に記載された確約措置の内容とその実施期限又は実施期間に照らし合わせた上で、確実に実施されると見込まれるものであること（措置実施の確実性）の2つの要件を満たすときは、文書で確約計画の認定を行う（法48条の3第3項、法48条の7第3項）。一方、これらの要件を満たさないと認めるときは、公取委は、確約計画の認定申請を「決定」で却下する（法48条の3第6項、法48条の7第5項）。却下された場合、通常手続に戻り、公取委の調査が再開される。

確約計画が認定された場合、当該認定に係る違反被疑行為については、法的措置は行われない。ただし、認定が取り消された場合には、調査が再開される（法48条の4、法48条の8）。

また、確約計画の認定がされた場合、公取委は、確約手続に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を確保する観点から、①事業者名、②認定した確約計画の概要、③当該認定に係る独禁法違反被疑行為の概要、④その他必要な事項を公表する。公表に当たっては、事業者が法の規定を違反したものではないことを付記する（確約手続対応方針11）。

(4)確約計画に係る認定の取消し

公取委は、①認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき、②虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明したときは、「決定」で認定を取り消さねばならない（法48条の5第1項、法48条の9第1項）。

確約計画の認定が取り消された場合、通常手続に戻り、公取委の調査が再開される。この場合、法的措置（一般集中及び企業結合に係るものを除く。）の除斥期間（違反行為終了日から7年）にかかわらず、公取委は、取消しの決定の日から2年間は、法的措置をとることができる（法48条の5第3～4項、法48条の9第3～4項）。

以上